

1986. 2.15 制定
1991. 1.12 改定
1997.11.29 改定
1998. 5. 9 改定
2000. 5.13 改定
2005.12.15 改定
2008. 2. 8 改定
2008. 6.23 改定
2009. 6.16 改定
2010. 2.1 改定
2012. 2.18 改定
2016.4.23 改定
2017. 2.4 改定

一般社団法人 可視化情報学会 表彰規定

第1条 この規定は可視化情報学会が可視化技術の発展を奨励する目的で行う表彰について定める。

第2条 表彰はつぎの1の学会賞、2の特別表彰、3のベストプレゼンテーション賞、4の貢献賞からなる。

1. 学会賞

(1) 論文賞

選考する年の前々年1月以降前年の12月末までの2年間に「可視化情報学会論文集」、「Journal of Visualization」、およびこれに準ずる出版物（注1）に発表された論文のなかで、それが可視化情報に関する学術、技術の進歩、発展に独創的な寄与をし、顕著な貢献をなしたと認められるものを対象とする。なお、同一の課題について該当年度以前においても論文が発表されている場合には、該当論文にそれ以前の発表論文を加え総合題目として賞の対象とすることもできる。

受賞者は論文著者の中の本会会員とする（注2）。

(2) 技術賞

選考する年の前々年1月以降前年の12月末までの2年間に発表された可視化情報に関する創意工夫に富む技術、機器のなかで、それが可視化情報に関する技術の活用、普及、教育において、社会に顕著な貢献をしたと認められるものを対象とする。

受賞者は本会会員とする（注2）。

(3) 奨励賞

本賞は若手の研究者、技術者を対象にしたものである。選考する年の6月1日時点で40歳未満であって、選考する年の前々年1月以降前年の12月末までの2年間に発表された「可視化情報学会誌」、「Journal of Visualization」、およびこれに準ずる出版物（注1）、あるいは本会が主催、共催する行事において発表し、それが可視化情報に関する学術、技術の進歩発展に貢献し、将来この分野で独創的な優れた業績を上げるであろうと期待される者に授与する。受賞者は本会会員とする。

(4) 映像賞

本賞は、写真集、学会誌、英文論文集、ホームページに掲載された映像（写真、画像、

動画) および学会に提出し登録されたビデオを対象としたものである。選考する年の前々年 1 月以降前年の 12 月末までの 2 年間に発表された、「可視化情報学会誌」、「Journal of Visualization」、およびこれに準ずる出版物(注 1)、に掲載された画像、ビデオ登録作品、ホームページに掲載されたフラッシュのなかで、独創的可視化技術の開発や可視化技術の新分野への活用を示す作品および可視化しにくい対象や現象をとらえた作品、芸術的表現に優れた作品を対象とする。なお、この中で特に、ホームページに掲載された動画(フラッシュ)の内、特に優れた 1 件を、「映像賞フラッシュオブザイヤー」として表彰することができる。受賞者は本会会員であることを問わない。

2. 特別表彰

可視化情報に関する学術・技術の進歩発展、本会の運営に顕著な貢献をしたと認められる者を功労者として表彰することができる。受賞者は本会会員であることを問わない。

3. ベストプレゼンテーション賞

本賞は、本会主催の講演会(シンポジウム、全国講演会、ビジュアルリゼーションカンファレンスなど、以下主催講演会と呼ぶ)において、発表の仕方が優れたものを対象とする。受賞者は本会会員であることを問わない。

4. 貢献賞

本賞は、本会の運営に継続的かつ顕著な貢献をしたと認められる企業を対象とする。受賞者は本会賛助会員とする(注 3)。

第 3 条 学会賞は、その選考組織として表彰部会において選考を行う。表彰部会の構成は、理事会が定める。学会賞は、表彰部会の推薦に基づき、理事会が決定する。
学会賞のなかで、論文賞、技術賞、映像賞の候補は本会会員からの推薦、または、本人からの応募による。奨励賞の候補は本会会員からの推薦による。
特別表彰は、本会会員の推薦により、理事会が決定する。
ベストプレゼンテーション賞は、主催講演会の実行委員会が決定し、理事会が承認する。
貢献賞は、理事が推薦し、理事会が決定する。

第 4 条 表彰部会の長である表彰委員長は、1 月発行の会誌に学会賞の応募要領を掲載するとともに、各種委員会に推薦を依頼する。推薦または応募の締切日は同年 3 月 31 日とする。

第 5 条 表彰は通常総会または本会が主催する講演会等において行う。学会賞については賞牌・賞状を授与する。
特別表彰の表彰方法はその都度定める。
ベストプレゼンテーション賞は、賞牌・賞状は理事会承認後、本人に送付する。
貢献賞は、賞牌・賞状は理事会決定後、受賞企業代表者に送付する。

第 6 条 論文賞、技術賞の受賞件数は原則として毎年各 2 件以内、奨励賞の受賞者数は原則として毎年 2 名以内、映像賞は原則として毎年 4 件以内とする。

特別表彰を受ける者の数は、その都度理事会において定める。

ベストプレゼンテーション賞の受賞件数は、主催講演会の実行委員会が定める。

貢献賞の受賞件数は、原則として毎年1件以内とする。

第7条 受賞者は、受賞後3年間は同一の賞の受賞候補になることはできない。ただし、論文・技術および映像作品の連名者の中に過去3年以内に同一の賞を受賞した者が含まれていても、当該論文・技術および作品に対する貢献度が高い未受賞の著者、作者は受賞候補となることができる。

奨励賞は論文賞、技術賞、奨励賞をすでに受けた者、およびその年の論文賞、技術賞の内定者は受けることができない。

第8条 本規定の改定および廃止には、理事会の承認を要する。

(付則)

本規定は2017年2月4日より改定施行する。

2012年2月17日以前の表彰に関する規定、内規はすべて廃止する。

注1. 本会が主催および共催する行事において査読を経た論文集をさす。したがって、学会誌の増刊は対象外である。該当する出版物は表彰部会でその都度定める。

注2. 連名者の中に受賞者になれない者、すなわち非会員や既受賞者(第7条の該当者)が含まれていても差し支えない。連名者を受賞候補から省いて推薦する場合は、受賞候補者の当該論文、技術に対する貢献度を具体的に明記しなければならない。

注3. 受賞にあたり、受賞対象となる個人名を併記できる。併記する個人については、本会会員のみでなく、非会員も可とする。